

改正案	現行
<p>関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十條、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二條、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九条、シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十七年政令第三十四号）第七条及びマレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十八年政令第 号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第一項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>	<p>関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十條、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二條、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九条、シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条及びメキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十七年政令第三十四号）第七条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第一項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>

改正案	現行
<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項若しくは第二項若しくは第四百二十二条第二項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）、第五百五十九条第一項若しくは第二項若しくは第六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第六十八條において準用する場合を含む。）又は第七十三条第二項の規定による還付金</p> <p>二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十八条第一項、第七十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項、第八十二条の十五第三項（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）及び第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十第一項若しくは第二項、第八十二条の十三第一項（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）、第八十二条の十四第一項若しくは第二項（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）、第九十九条第一項、第一百十条第一項若しくは第二項、第二百十条第一項、第二百十三条第一項（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）、第三百三十四條第一項から第三項まで（同法第四百四十七條において準用する場合を含む。）、第三百三十四條の三第一項（同法第四百四十七條において準用する場合を含む。）、第三百三十四條の四第一項から第三項まで（同法第四百四十七條において準</p>	<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p>

用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項から第三項

まで又は第三百三十七条第一項の規定による還付金

三 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十三條の二第一項、第四項又は第五項の規定による還付金

四 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第三十項、第八條第十一項若しくは第三十三項若しくは第九條第九項の規定による還付金又は同法第十條第二項、第十九條第一項、第十九條の二第二項、第十九條の三第一項若しくは第二十條第一項若しくは第二項の規定による払戻金

五 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の七第六項、第七條の九第十一項又は第七條の十第十二項の規定による還付金

六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十二條第一項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項又は第五十五條第一項から第三項までの規定による還付金

七 災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第三條第二項若しくは第三項、第七條第四項又は第八條第一項の規定による還付金

八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十條第四項又は第五項の規定による還付金

九 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）又は第十六條第四項若しくは第五項の規定による還付金

十 輸入品に対する内國消費稅の徴收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十四條第一項、第十五條第二項、第十六條第四項、第十六條の三第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定による還付金

十一 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第十七條第三項又は第四項の規定による還付金及び地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）第九條第一項の規定による還付金

三 同上

四 同上

五 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の七第六項又は第七條の九第十一項の規定による還付金

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二	石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）第十五条第四項又は第五項の規定による還付金	十二	同上
十三	航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十二条第二項の規定による還付金	十三	同上
十四	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十二条第三項又は第四項の規定による還付金	十四	同上
十五	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第二項若しくは第九十条の十二第一項又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第九項若しくは第二十六条の十四第一項（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による還付金	十五	同上
十六	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項の規定による還付金	十六	同上
十七	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百四第一項の規定による還付金	十七	同上